

第6 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。

1 各部局に共通する意見

監 査 委 員 の 意 見

1 国庫補助事業に係る事務費の適正執行

農政部、林務部及び建設部の各部では、会計検査院の指摘を受けて国庫補助事業に係る事務費執行は事業ごとに明確に区分するなど適正化に取り組んでいますが、他の部局ではそうした取組みが不十分です。特定の基金事業には事務費の執行基準が国から示されている場合がありますが、詳細について示されないまま事務費の執行が行われています。補助事業に係る事務費の執行については、当該事業遂行に直接必要な費用に限定するなど適正な予算執行に配慮してください。

2 国庫補助事業に係る事務費執行の改善

農政部、林務部及び建設部では、会計検査院の指摘を受けて、国庫補助事業と県単独事業の区分を明確にした予算執行を平成21年度当初から行っています。

しかし、現実の事務執行の姿から見たときに、「補助事業ごとの予算執行」は、以下の事例にみられるとおり大変複雑で膨大な事務処理を余儀なくされています。県、さらに市町村においては一人の職員が複数の事業を担当しており、事務費についても同様に明確に区分できないのが実態です。区分できない場合は按分する方法がとられていますが、これについても明確な基準がありません。

このため、事務費のあり方及び考え方について抜本的な改善を国へ要望してください。

【事例】

- (1) 管理する5台の車について、出張用務ごとに走行距離を記録し、1か月分の燃料費32,245円を走距離に応じ、8科目から支出していた。
- (2) 事務消耗品購入費用26,542円を予算配当額の比率に応じ、10科目から支出していた。
- (3) 臨時職員3人分の賃金4,176,000円を配当工事雑費額に応じ、延べ37科目から支出していた。
- (4) スタッドレスタイヤ5台分の購入費用306,045円を、主に使用する業務に応じ、自動車ごとに異なる5科目から支出していた。

監査委員の意見

3 需用費、役務費の適正な予算執行

現地機関において、需用費のうち修繕費及び物品購入費、役務費のうち郵便切手の購入費について以下の状況が一部の機関に見受けられましたので、計画的な予算執行、経費の縮減、不要不急な支出の抑制など、効率のよい予算執行を行ってください。

- (1) 購読書等の年度末一括支払や次年度の準備などにより、一定の理由は理解できるが、支払が年度末に集中していた。
- (2) 財務規則では10万円未満の物品購入については、一者からの見積でよいとされているが、購入業者が固定されていた。(場合によっては10万円未満の購入であっても複数の業者から見積書の徴取が必要)
- (3) 年度末に予算配当を受け、例年より多く物品を購入している場合があった。
- (4) 同じ支払日に同じ業者への支払が複数回見受けられた。(物品購入に当たっては計画的に購入することが必要)
- (5) 郵便切手の年間使用枚数に比べ、購入枚数が多すぎるケースがあった。(必要枚数のみ購入し、過大な保管は避けること。)

4 補助金で建設した施設の廃止に伴う補助金返還

市町村所有の施設については、昨年度の各省庁通知により建設から10年経過すれば補助金返還義務はなくなりましたが、例えば農協所有施設については依然として耐用年数による制約があります。特に中山間地の農業施設については、高齢化や作物の変化により当初の目的どおりに利用されなくなっている場合があります。こうした施設についても有効活用や荒廃化を防ぐよう措置すべきであると考えますので、一定期間経過すれば補助金返還義務をなくすなど国へ要望してください。

5 備品等の適正管理(定期的な現物確認)

備品については、長年使用状況を確認せず適時処分されてこなかった不用なものについて、昨年度、管財課の通知により、廃棄や雑件処分により整理されました。

今後は、毎年少なくとも1回は現品と備品台帳を照合し、使用状況を確認するとともに、陳腐化して現状に適合しなくなったものや使用不能となったものについては所定の手続きにより処分してください。

また、備品には備品表示票が貼付されていないケースがありましたので、貼付漏れのないよう点検してください。

2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部局等	監査委員の意見	所管課所
危機管理部	<p>1 委託料の person 費</p> <p>防災行政無線等保守点検業務委託については、点検内容について必要性等を判断し見直しが行われていましたので、こうした精査を引き続き行ってください。</p> <p>なお、危険物取扱者保安講習業務及び消防設備士義務講習業務の委託料の積算においては、人件費が大きな比重を占めていますので、必要人員や業務内容等の積算が妥当かどうか、実績に応じた積算に努めてください。</p>	消防課

部局等	監査委員の意見	所管課所
企画部	<p>1 事業評価シートの person 費</p> <p>事業評価シート作成では、概算 person 費は職員 1 人当たり 714 万円で計算されていますが、これは職員に直接支給される給与額のみで算定しています。 person 費には、この他に退職手当、共済組合負担金、職員宿舍などの福利厚生費も算入すべきと考えますので、平成 22 年度に行う事務事業評価に当たっては、額の見直しを検討してください。</p>	政策評価課

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>1 派遣法に係る person 費</p> <p>県の業務に関連する公益法人等に職員を派遣する場合、派遣された職員の給与相当額を補助金として当該法人に交付している場合があります。この職員派遣は「公益法人等への一般職の公務員の派遣等に関する法律」及び県の条例にのっとって行われているものですが、こうした補助金はこの法律の予定しているところではなく違法とする判決があり、現在最高裁判所で係争中です。判決は確定していませんが、公益法人支援の方法については、現在の補助金交付以外の方法も具体的に検討する必要があると考えます。</p>	人事課
	<p>2 任期付職員の活用促進</p> <p>特別な技術又は技能を必要とする職には任期付職員の活用を進めることが必要です。技術進歩に応じた人材を適時に活用することが、時代に応じた行政サービスを提供し、効率的な事業執行のためには有効ですので、その活用に一層努めてください。</p>	

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>3 職員研修の充実</p> <p>自治研修所は公務員倫理に関する教材等のビデオ研修教材を購入していますが、平成20年度のビデオ教材利用申込実績はわずか8件と低迷しています。11区分65本の研修用ビデオを有効活用すべく工夫を求めます。</p> <p>また、課程別研修及び選択研修はいずれも宿泊研修又は通いによる研修であることから日程、研修会場及び人員が固定化し、受講者の立場からは利便性に欠け、経費面でも移動及び宿泊コストが発生します。CD、CS（衛星放送）、ライブ中継、PCダウンロード等の多様な視聴方法によりいつでもどこでも研修が可能となる方法を検討してください。</p> <p>なお、自治研修所は旧県庁舎であることから施設、設備の老朽化が進み、また、飯綱までの移動、冬期の閉鎖等研修機能の強化という視点からは十分ではありませんので、職員研修の充実を基本にした取組みを求めます。</p>	人事課 自治研修所
	<p>4 職員宿舎予定地の売却</p> <p>松本市と飯田市に職員宿舎予定地がありますが、今後は民間宿舎の活用などにより宿舎を確保すべきと思われますので、当該予定地の売却について検討してください。</p>	職員課
	<p>5 物品の管理等</p> <p>(1) 価格10万円以上の物品で、1年以上にわたり使用に耐えるものを備品として管理しています。これは民間企業における固定資産計上と同じ額であり、備品管理としては妥当と思いますが、デジタルカメラのように長期間使え、所在が不明になりやすいものは10万円未満であっても補助簿等を作成するなどして、適正に管理されるよう指導してください。</p> <p>また、購入等により取得した備品は備品表示票が貼付されていますが、リース物品については表示が無いものがあり、貼付漏れの備品との区別がつかない物品がありますので、必要に応じて備品表示票に準じたものを貼付するなどして、適正に管理されるよう指導してください。</p> <p>(2) 物品管理システムについて、備品一覧表等を出力する画面が分かりづらいという意見や、帳票様式の改善を求める要望がありましたので、システムの改善を検討してください。</p> <p>(3) 物品の廃棄処分に係る規程の解釈が十分に理解されていない事例がありましたので、適正な指導をしてください。</p>	管財課

部局等	監査委員の意見	所管課
総務部	<p>6 徴収率の一層の向上</p> <p>県税において、差押え及び公売件数は積極的な滞納整理によりこの2年間増加しており、今秋からは自動車税について県税電話催告センターが開設されました。滞納整理情報のデータベース化も進めており、滞納情報を各地方事務所税務課の収税係内で共有できるようになるなど積極的な徴収体制の強化、徴収努力が認められますので、徴収率の一層の向上に期待します。</p> <p>一方、平成20年度からは、徴収額が予算額を大きく下回っており、経済状況の変動に左右されてしまったことは否めません。</p> <p>今後も税収の増加は見込めないことから、未収金の縮減や効率的な徴収に努めてください。</p>	税務課

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部 会計局	<p>1 決算と併せた起債残高などの公表</p> <p>決算書には、財産に関する調書として公有財産、物品、債権及び基金の内訳が記載されていますが、起債残高、債務負担行為残額などの将来負担に係る情報が記載されていません。昨年度から財政健全化法が施行され、また、新しい公会計では、将来負担に係る情報を重要な数値として明示することを求めています。</p> <p>そこで決算を公表する際には、これらの情報についても付属資料として作成し、併せて公表してください。</p> <p>そこには起債残高に対する交付税措置見込額も併記することが適切であると考えます。</p>	財政課 会計課

部局等	監査委員の意見	所管課所
社 会 部	<p>1 福祉サービス評価推進事業</p> <p>この事業は平成17年度から始まりましたが、平成20年度の受審率は2.85% (149件)と低く、評価結果のホームページへのアクセス件数も月700件弱と少ない状況です。受審費用が20～50万円かかり、施設側にとって負担であることも一因と考えられますが、簡便な評価方法を採用するなど評価システムの実効が上がるように制度設計を工夫してください。</p>	地域福祉課
	<p>2 介護保険財政安定化基金</p> <p>この基金規模は約60億円ですが、活用状況は第1期16億円、第2期13億円、第3期1,500万円で、基金が有効に使われていません。平成20年度まで積立してきたものの、基金の残額が多いので平成21年度は積立を休止しており、有効活用を図るため国でも検討するとしています。財政状況が一段と厳しくなっており、早急な検討を国へ要請してください。</p>	長寿福祉課
	<p>3 介護サービス情報の公表事業</p> <p>平成18年10月から始まった介護サービス情報の公表事業は、対象事業所数は約2,600で、把握率は100%ですが、公表情報のホームページへの月平均のアクセス件数が平成19年度は約1,800件、平成20年度は約2,500件と事業所が費用負担して情報を公表しても十分には利用されていない可能性があります。事業所の負担を軽減するため、平成21年度には公表・調査手数料を34,218円に引下げていますが、公表項目及び表示方法の見直しなど利用者の立場に立った仕組みへの改善及び必要な財源措置をするよう、引き続き国へ要望してください。</p>	長寿福祉課
	<p>4 心身障害者扶養共済事業</p> <p>平成20年度新規加入者は4名にとどまり、他方、脱退者は29名でした。平成20年度末現在の加入者は1,182名で、このうち、十分に掛金を納めたので掛金の納入を免除されている人が730名、生活保護や低所得で掛金減額の措置を受けている人が143名います。一方、共済事業による年金受給者は689名います。</p> <p>年金財政の悪化に伴う掛金の値上げなどにより脱退者が増加して共済事業としての運営は困難になっていますので、新たな加入は止め、今までの加入者に対する年金支給のみを国支援のもとで行うよう、制度運営の見直しを検討してください。</p>	障害福祉課
	<p>5 西駒郷遊休施設の活用又は処分</p> <p>西駒郷には地域移行により入所者が少なくなったため、利用休止している施設があります。また、職員の多くが通勤可能者であることにより職員宿舎の半分以上が利用されていません。いずれの施設も老朽化が進んでいますので、活用又は処分について検討してください。</p>	西駒郷地域生活支援センター 障害福祉課
	<p>6 一時保護施設の充実</p> <p>中央児童相談所の一時保護施設は社会福祉総合センター内にありますが、センターは各種団体が入居しており、また貸室もあり、誰でも出入りできる建物のため一時保護施設に必要なセキュリティ機能が十分ではありません。</p> <p>また、就学児童の勉強スペースや食堂としてもプレイルームを併用しています。保護児童にとって安心かつ安全な施設改修を検討してください。</p>	中央児童相談所 こども・家庭福祉課

部局等	監査委員の意見	所管課所
衛生部	<p>1 看護専門学校のあり方</p> <p>平成16年12月1日付けの「県立看護師等学校養成所あり方検討会」報告書では「木曾校についても3年後に3年課程への移行も含めて、見直しを行う。」とされていました。同校については、その後、建物の老朽化の進展に伴う耐震化の必要性、生徒確保の困難さ、カリキュラムの充実の必要性など新たな問題が生じているため、改めてそのあり方を検討してください。</p>	<p>医療政策課</p> <p>木曾看護専門学校</p>
	<p>2 食肉衛生検査所の配置</p> <p>上田食肉衛生検査所は、佐久市と上田市の2か所に検査場があり事務所と検査場所が離れているために検査や職員交替に約1時間を要しています。また、BSE検査については検体を事務所に持ち込む必要があり、結果が出るまでその分余計に時間を要する結果になっています。平成12年3月までは隣接地に上田の食肉処理場がありましたが、それが廃止された以後は現在の場所に事務所を置く必要性はなくなっています。</p> <p>長野食肉衛生検査所も事務所は長野市内にあり、検査場所は中野市にあります。</p> <p>県内にある食肉処理場の統合については、かつて検討された経過はありますが、各処理場の経営主体が異なる事情もあって具体的な進展は見られませんでした。統合が進まない現状では、少なくとも効率的な業務執行のため、上田、長野の検査所を食肉処理場の近くに配置する必要があります。獣医師資格のある職員の確保にも困難をきたしている現状からすれば、勤務環境の改善にもつながるので、早急に検討してください。</p>	<p>食品・生活衛生課</p> <p>上田食肉衛生検査所</p> <p>長野食肉衛生検査所</p>
部局等	監査委員の意見	所管課所
環境部	<p>1 流域下水道事業費特別会計の適切な会計運営</p> <p>流域下水道事業費特別会計については財務書類の作成を求めてまいりましたが、「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」により財務書類を作成し、その公表が行われました。</p> <p>財務内容の実態をより正確に説明するため、流域下水道事業に携わる本庁職員や建設事務所等職員の人件費は、一般会計から流域下水道事業費特別会計へ繰り出した上で、当該特別会計から支出することを検討してください。また、管理費の県職員人件費については、引き続き関連市町村へ負担を求めてください。</p> <p>平成20年度決算による市町村への維持管理負担金の返還予定額は6億3百万円ですが、維持管理負担金の適正な単価設定に努めてください。</p>	生活排水課

部局等	監査委員の意見	所管課所
	<p>1 県外事務所の経理事務の本庁執行</p> <p>平成19年度までは名古屋事務所及び大阪事務所の経理事務は本庁で処理されていました。両所の支出はほとんどが事務所の管理費用や消耗品であり、即応性は求められていません。また、少ない職員で出納事務を行うことは効率的ではなく、本来の業務である企業誘致や観光PRに専念するためには、本庁で経理事務を行うことが効率的であり、チェック機能の面からも好ましいと思われます。</p>	<p>産業政策課</p> <p>名古屋事務所</p> <p>大阪事務所</p>
	<p>2 県営産業団地の分譲促進</p> <p>県営産業団地は、平成20年度中に新規に分譲できたのは1区画のみで、平成21年3月末現在で長野県土地開発公社が管理している未分譲地は2団地18区画、28.4haに上っています。今後も金利や管理費用が加算されることや、地価下落の可能性から、県が負担することとなっている減損額の増加が懸念されます。また、未分譲地を保有するための資金の一部として土地開発基金から無利子で長野県土地開発公社へ貸付がされています。</p> <p>未分譲地の販売には、誘致体制の強化、優遇制度の拡充、分譲成約報酬制度などの施策を講じ、従来から促進に努めているところですが、今後も一層の努力をして、早期に未分譲地の解消を図ってください。</p>	<p>経営支援課</p>
商工労働部	<p>3 受託事業で取得した機器の備品の管理</p> <p>知的クラスター事業で取得した機器の所有権は国にあり、県は無償で貸与を受ける形になっています。管理状況を毎年国へ報告する必要がありますが、県が保管、管理及び使用している実状から見て、国に所有権があるとするのは現実的ではありません。</p> <p>独立行政法人科学技術振興機構の事業の場合、取得した機器は県の所有になっています。この事例のように受託事業終了とともに県へ所有権を移すことにするか、一定期間後に所有権を移転することとし、県において備品として管理することが現実的でありますので、国へ要望してください。</p>	<p>工業技術総合センター</p> <p>ものづくり振興課</p>
	<p>4 人手不足分野の民間活用委託訓練の充実</p> <p>技術専門学校においては、民間活用委託訓練ではITビジネス、OA実務、介護福祉など実施していますが、現在、老人福祉施設等における介護福祉士など、人手不足となっている分野の民間活用委託訓練をより一層充実させてください。</p>	<p>人材育成課</p>
	<p>5 就業困難者への職業紹介</p> <p>地方事務所商工観光（建築）課では、平成16年度から職業安定法に基づき、就業困難者（障害者、母子家庭の母、中国帰国者）を対象とした職業紹介を行っていますが、実際就職に結びついたのは、平成20年度までの5年間で332件、年平均66.4件とあまり多くないのが現状です。</p> <p>経済情勢の厳しいこともあり、平成20年度は35件（対前年度△43件）と大きく減少していますが、今後も職業紹介に一層努めてください。</p>	<p>労働雇用課</p>

部局等	監査委員の意見	所管課所
農政部	<p>1 農業大学校小諸キャンパスの有効活用 農業大学校の農学部は平成22年4月からは松代キャンパスへ集約されます。小諸キャンパスに置かれている研修部は学校教育法に基づく専修学校ではありませんが、就農意欲の高いIターン者の農業の担い手養成機関として役割が大きいので、ほ場等の学校施設を有効に活用してください。</p>	
	<p>2 長野県埋設農薬処理対策協議会会計の廃止 この協議会は県下各地にあった埋設農薬の適正処分のために設けられたものですが、平成20年度末現在、残る未処理埋設地は上田市のみとなっています。上田市の埋設場所は厳密な特定が困難であり、試掘もできない場所であるため、処理見通しが立っていません。このため平成21年度をもって協議会会計は精算し廃止することを検討してください。</p>	農業技術課
	<p>3 飯伊木曾区域畜産基地建設事業費の償還 飯伊木曾区域畜産基地建設事業費の県の償還金残高が約20億円あります。この事業の農家負担分は以前から繰上償還が認められており、平成21年度からは市町村負担分についても繰上償還が認められる見込みです。県分についても繰上償還を認めるよう引き続き国へ要請してください。</p>	園芸畜産課
	<p>4 換地業務委託 換地業務の委託は長野県土地改良事業団体連合会への一者随意契約で契約締結されています。今後換地業務が予定されているのは2地区225haで、将来的には業務の減少が見込まれます。換地業務は複数の換地士の在籍が必要であり、民間には換地士が少なく、他に受託業者を選定しにくい事情もあります。業務の将来性を考えると民間からの参入も見込めないことから、業務委託の設計積算にあたっては積算単価等の調査を十分に行って実施してください。</p>	農地整備課
	<p>5 農業改良資金の貸付金償還業務委託 農業改良資金の貸付は平成21年度以降転貸を原則とする貸付方法に変更され、このことは新たな滞納発生を防ぐ有効な手段として評価します。これにより滞納整理等の債権管理業務は逐次減少していくと思われます。この貸付金に係る償還業務218件を社団法人全国農業改良普及支援協会へ180万円で業務委託していますが、この程度の件数の償還業務であれば手計算でも充分できる範囲と考えますので、この業務委託のあり方について検討してください。</p>	農村振興課

部局等	監査委員の意見	所管課所
農政部 林務部 建設部	1 市町村等からの負担金及び分担金にかかる事務費 市町村等からの負担金及び分担金について、工事費については事業計画段階から十分に説明されており、工事の変更、入札差金、精算についても特段問題はないと考えます。しかし、事務費についてはどのような費用に充てたのか市町村からも説明を求められなかった事情はありますが、説明することが望ましいと考えますので検討してください。	農地整備課 信州の木 振興課 建設政策課
	2 国直轄事業負担金にかかる事務費 国直轄事業負担金（農政部16億余円、林務部4億余円、建設部235億余円）の内訳については、平成20年度は事務費についても国から詳細な説明がありました。この変化は県として評価すべきものです。 事務費の内訳については、国家公務員共済組合負担金や職員の退職手当が算入されている点で、今後見直しを検討する必要があると考えますので、この負担金のあり方を検討する際には留意してください。	農地整備課 森林づくり 推進課 建設政策課
部局等	監査委員の意見	所管課所
建設部	1 未契約繰越の縮減 道路建設及び管理に係る未契約繰越はゼロを目指していますが、建設及び管理に係る未契約繰越は緊急経済対策分を除き18億円ありました。未契約繰越の縮減に向けて引き続き努力してください。	道路管理課 道路建設課
	2 鉄道整備事業費負担金の内容 北陸新幹線鉄道整備事業費負担金（30億余円）の内訳については、事業主体である鉄道運輸施設整備支援機構のホームページ及び事務費の内訳書により確認されていますが、機構職員の法定福利費及び退職手当が算入されている点で、今後見直しを検討する必要があると考えますので、この負担金のあり方を検討する際には留意してください。	道路建設課
	3 松本平広域公園償還金の金利負担の縮減 独立行政法人環境再生保全機構に松本平広域公園償還金としては平成20年度16億6千万余円支出していますが、償還金残高が126億余円あります。このうち46億5千万余円は、年6%と高い金利のものです。金利負担の縮減のため、繰上償還が認められるよう引き続き要請するなど支出軽減策を検討してください。	都市計画課
	4 県営住宅団地の修繕工事の早期発注 県営住宅団地の修繕工事について発注時期が遅く冬期施工となっている事例が多く見られました。担当技術職員が少ないことも一因ですが、下水道工事等については工事予算が付いた年度になって本庁で設計を進めるため、設計図書が現地機関に渡されるのが例年秋以降となることにその原因があります。前年度設計を基本とするなど早期発注が可能となるように検討してください。	住宅課

部局等	監査委員の意見	所管課所
教育委員会	<p>1 産業教育施設整備の充実</p> <p>教育用ロボットを昭和61年に購入したものの、数年間使用されただけで、その後使われないまま10年以上も保管されている事例がありましたので、陳腐化した機器は廃棄処分を行うなどしてください。</p> <p>なお、こうした先端的な機器は技術進歩が早いので、リースで導入するか、民間企業に依頼して最新の機械で実習させていただくことが適切と考えます。</p> <p>また、平成20年10月の長野県産業教育審議会答申でも、「新たな整備システム」の検討を求めています。</p> <p>最先端の施設・設備を活用する技術を身につけるための教育環境整備を図るため、新たな方法を検討してください。</p>	高校教育課
	<p>2 高等学校の現金の取扱い等</p> <p>高等学校においては、金庫等で団体会計等の預金通帳や雑入予定などの現金を一時的に保管していますが、これらは、施錠可能なケース等に収めた上で金庫へ保管することを検討してください。</p> <p>なお、一部の学校で、施錠時に金庫のダイヤルを崩さず施錠のみしている事例が見られましたので、盗難や情報漏えい防止の観点から、確実な施錠をするよう指導してください。</p>	
	<p>3 PTA会計からの支弁</p> <p>PTA会計の中身については監査として立ち入るものではありませんが、高校ではスクールカウンセラーの謝金が足りず、PTAから支援してもらっているケースが多くあります。このカウンセリングは県が費用負担して提供すべき教育サービスと考えます。また、校舎の修繕費用も支援していたケースもありましたが、これも県費で支弁すべきものです。</p> <p>こうした事例からみると、公費と私費の区別があいまいになっていることが見られますので必要な予算措置を講ずるとともに、私費会計からの支出の具体的な指針について検討してください。</p>	
	<p>4 不登校問題等への対応</p> <p>本県における不登校児童・生徒の在籍比率の高さは深刻な問題で、平成20年度には小学校で全国第1位(1,000人当たり5.0人)、中学校で第5位(1,000人あたり32.2人)と重大な事態となっています。</p> <p>このため、児童・生徒の指導及び相談にあたるスクールカウンセラーや社会福祉士資格などを持つスクールソーシャルワーカー等へのニーズが急速に高まっています。また、県立高等学校においても、カウンセリングが必要な生徒が増えており、予算枠では足りず、PTA会計から援助を受けている学校もあります。</p> <p>専門家によるきめ細かな対応の成果も上がってきていますので、対策の強化に努めてください。</p>	教学指導課
	<p>5 教職員住宅の入居率の向上</p> <p>教職員住宅については、平成20年度に38戸用途廃止されましたが、入居率は70.0%と前年度と比較すると1.9ポイント低下していますので、入居率の向上に努めてください。</p>	保健厚生課

部局等	監査委員の意見	所管課所
教育委員会	<p>6 職員宿舍積立会計の見直し</p> <p>学校で管理している職員宿舍積立金会計は、入居者が退去時に要する畳やふすまの張り替え費用を積み立て、必要に応じて支払をしています。管理戸数に比べ積立額が大きくなっている事例がありました。退去の都度戸別に精算するか、入居者相互でつくる住宅委員会等で会計を管理するなど、会計管理のあり方を見直してください。</p>	<p>長野商業高等学校 上田高等学校 北佐久農業高等学校 茅野高等学校 駒ヶ根工業高等学校 池田工業高等学校 大町北高等学校</p>
警察本部	<p>1 交通安全施設修繕工事の業者選定</p> <p>各警察署においては、信号機や交通規制標識の定期点検をし、必要が生じたところから修繕工事を行っています。こうした交通安全設備の場合、「請求があったとき支出負担行為の整理をすることができる経費」となっていますが、緊急性のない修繕工事の契約に当たっては、複数の業者から見積書を徴するよう努めてください。</p>	<p>交通規制課 茅野警察署 伊那警察署 安曇野警察署</p>
警察本部	<p>2 警察署等敷地の取得</p> <p>茅野警察署敷地の約半分(2,902.86㎡)及び交通機動隊諏訪分駐隊の敷地(251.44㎡)は、茅野市土地開発公社からの借地です。土地開発公社は代行買収を行う機関であり、取得した土地を長期間にわたって保有することは好ましくありません。用地取得等に向けた土地開発公社との具体的な協議を進めてください。</p>	<p>交通機動隊 茅野警察署</p>
警察本部	<p>3 複数の業者からの見積の徴取</p> <p>庁舎及び職員宿舍の修繕工事で、一者随意契約(契約額10万円以上)で行ったものをみると、緊急性や契約の相手が特定されるなどの特段の理由は認められない事例がありました。30万円未満の庁舎・職員宿舍修繕工事は「請求があったとき支出負担行為の整理をすることができる経費」となっていますが、緊急性が認められないものや業者が特定されない修繕工事の契約に当たっては、複数業者から見積書を徴するよう努めてください。</p>	<p>伊那警察署</p>
現地機関	<p>1 庁舎の有効活用</p> <p>現地機関の組織再編に伴い小諸、千曲、中野及び飯山の各庁舎に空きスペースがありますので、地元市町村などとともに有効な活用策を検討してください。</p>	<p>北信保健福祉事務所 千曲建設事務所 北信建設事務所 東信教育事務所</p>
現地機関	<p>2 点検結果に係る修繕工事及び物品購入</p> <p>消防設備、自家用電気工作物の点検結果に係る修繕工事及び物品購入の契約に当たっては、できるだけ点検を実施した業者以外からも見積書を徴してください。</p>	<p>看護大学 工業技術総合センター 茅野高等学校 駒ヶ根工業高等学校 松本蟻ヶ崎高等学校 池田工業高等学校 松本ろう学校</p>